五十嵐　潔　井上　清
設樂不二夫　島本　安男
（愛知県警部）
東　益巳　前川　隆
正七位に叙する（各通）
森　一三
岡本　幹雄
従七位に叙する（以上二月二十六日）
金井　照久　杉山　憲夫
（金沢大学名誉教授）
高松　吉郎
正四位に叙する（各通）
深澤　守　目片　光男
従五位に叙する（各通）
山口　清
川鍋　實
正六位に叙する
井上　良盛
高谷日出夫
従七位に叙する（各通）（以上二月二十七日）
正八位
栖崎弥之祐
山下　俊彦
従三位に叙する（各通）
岸野　昭雄
牧　陽之助
従四位に叙する（各通）
（国立大学法人職員）
神田　正敏
正六位に叙する
（防府市消防司令長）
従七位に叙する（以上二月二十九日）
豊見本達助
従五位に叙する
香川　忠雄
従六位に叙する
（名古屋市消防司令長）
従七位に叙する（以上三月一日）
杉岡　正美
従三位に叙する（三月三日）

○叙勲

青木　正雄
旭日双光章を授ける
外村　昭敏
岩田　成生　日小田敏生
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）
淡路　吉亮　藤田　正一
旭日双光章を授ける（各通）
片山　量三
荒巻　敏勝　遠藤孝二郎
後藤　大平　中所　昭三
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
（鹿児島県龍郷町議会議長）
畦町　廣和
本田　巖　本田　賢三
旭日双光章を授ける（各通）
（対馬市議会議員）
桐谷　徹
倉世古邦雄
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十五日）
（神栖市議会議員）
梅原　章
旭日双光章を授ける
山下　學　岡崎　弘　神崎　干
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十六日）
滝澤　嘉男　池田　本
瑞宝小綬章を授ける（各通）
甲斐　五生　秋山　照子　小野澤孝治郎
塩村　次作　黒田　利男　佐藤　鐵治
西川　悦子　土井　侑　中山　浩
瑞宝双光章を授ける（各通）
吉田　孝　濱田　武志
北川　久治　仮屋　義則　新井重太郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）
牧田　宣紀　佐古　則夫
工藤　ユキ　石川　公志　飯田　義光
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
杉澤　與一　菅原　貞　佐々木象次郎
高橋　規夫　砂永　征子　杉野　丞
長澤　幹男　辻内　昭三　竹口　哲朗
宮内本津久　菱川臺之助　八田　隆昌
瑞宝双光章を授ける（各通）
渡邊　義綱
加藤満洲生　平田　幸夫
瑞宝小綬章を授ける
柳　孝　細谷　利行
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
徳冨　幹生
伊藤　耘三　荒井　英一
瑞宝小綬章を授ける
猪原　良人　岡田　郡二　（財務事務官）
小林　一頼　江渕　林宏　佐々木　功
豊島　一男　佐々木武文　平尾　正明
棟方　廣昭　平田　久嘉　村上　昇
瑞宝双光章を授ける（各通）
山本　勝久　井上　宙象
宇治　茂直　川面　芳次
佐藤　升治　高橋　信　（秋田県警部補）
渡邉　孝　滝口　忠弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十五日）
但野　週一
是澤　一範　田代　豊　田村満寿己
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大隅　勉　宇高　昌平　鈴木　和男
館澤　徳弘　高橋文八郎　谷口　義賢
中村　正直　鶴田　淳一　西尾　和男
本田　巖　藤原　三郎　矢作　久雄
若林　庄助
瑞宝双光章を授ける（各通）
齋藤　勇　岡本　幹雄　島本　安男
（愛知県警部）　内藤　幸稔
（北海道警部）　原谷　力
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十六日）
東　益巳　前川　隆
金井　照久
瑞宝中綬章を授ける
山口　清
瑞宝小綬章を授ける
上瀧　祇巳　目片　光男
瑞宝双光章を授ける（各通）
高谷日出夫
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十七日）
岸野　昭雄
牧　陽之助
瑞宝中綬章を授ける（各通）
（国立大学法人職員）
菊地　恒之
瑞宝小綬章を授ける
佐藤　治明
瑞宝双光章を授ける
藤原　信自
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十八日）
川西　義昭
瑞宝双光章を授ける
神田　正敏
（防府市消防司令長）
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十九日）
豊見本達助
瑞宝双光章を授ける
（名古屋市消防司令長）
岩田　敬介　仮屋　優
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）
松岡　和夫
瑞宝双光章を授ける（三月四日）

皇室事項

認証官任命式

三月二十七日午後六時二十五分、宮中において、高等裁判所長官出田孝一、同山﨑敏充及び同永井敏雄の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく自主検査指針に関する公示

自主検査指針公示第1号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第3項の規定に基づき、動力プレスの定期自主検査指針を次のとおり公表する。

なお、動力プレスの定期自主検査指針（平成9年12月24日付け自主検査指針公示第18号）は、廃止する。

平成24年3月30日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　名称　動力プレスの定期自主検査指針

2　趣旨　この指針は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第134条の3の規定による動力プレスの定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、当該定期自主検査の検査項目、検査方法、判定基準等を定めたものである。

3　適用日　公示の日

4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働局労働基準部安全主務課において閲覧に供する。

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年3月30日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成24年3月30日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

改正された日本工業規格

自動車用ガソリン　K2202

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。